

# 経済産業省説明資料

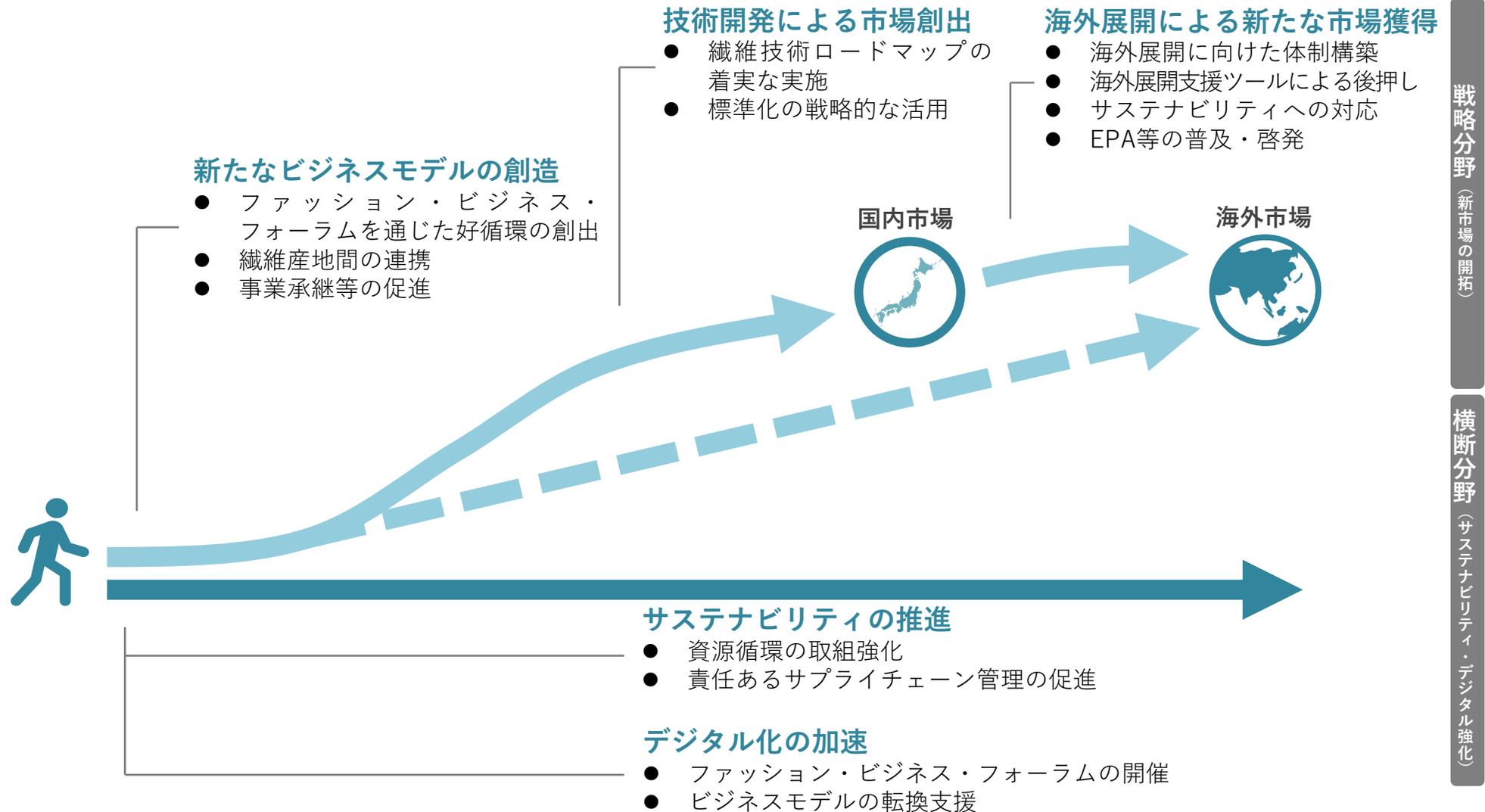
## ～サステナブルファッションに関する取組～

令和6年11月21日

経済産業省 生活製品課

# 2030年に向けた今後の繊維産業政策

- 繊維ビジョンでは、新市場開拓のための分野を戦略分野、サステナビリティやデジタル化などのビジネスの前提となる分野を横断分野と位置付け、政策を進めていくこととした。



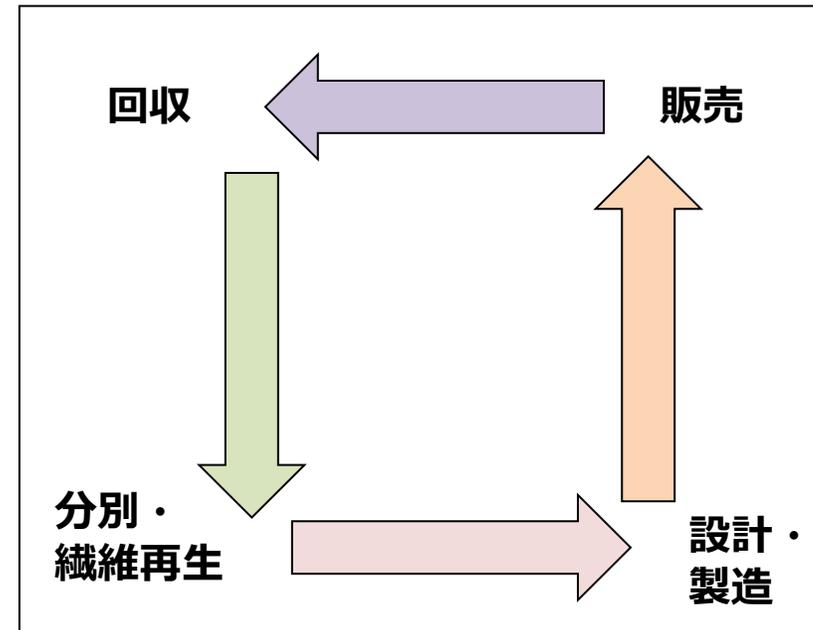
# 環境配慮等のサステナビリティへの対応

# 繊維製品の資源循環システム検討会の開催

- 繊維製品分野に関しては、特に欧州において、人権DDや環境配慮対応などのサステナビリティに関する取組が急速に進展。一方で、我が国における衣料品のリユースやリサイクルは約35%にとどまっている状況（繊維to繊維リサイクルは1%未満）。
- 我が国の繊維関連企業が、今後需要拡大が見込まれる海外市場においても競争力を維持・確保していくために、「繊維製品の資源循環システム検討会」を2023年1月に立ち上げ、資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性を整理。7回の議論を経て、2023年9月に報告書を取りまとめた。

- 繊維製品の資源循環システムを確立するためには、大きく「回収」「分別・繊維再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズで課題が存在。それらを並行的に解決していくことが不可欠。
- 国内における衣料品の回収、回収した衣料品の分別やリサイクル、繊維から繊維へのリサイクル・再生、リサイクル繊維等を活用した製品の販売時における国内法制度等の現状、技術的な課題、消費者への理解等について、諸外国の動向を踏まえながら整理が必要。

## 繊維製品の資源循環システムのイメージ



# 繊維製品の資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性まとめ

- 繊維リサイクルに協力する環境整備 (生活者、事業者、行政)
- 自治体のグッドプラクティスの収集・整理 (行政)
- リサイクル技術を有した事業者の自治体への発信 (行政)
- 事業者等の故衣料品等を循環利用する計画の認定と認定事業者に対する支援措置の検討 (行政)
- 広域認定制度の周知及び制度活用に向けた検討 (事業者、行政)
- 回収拠点の整備 (事業者、行政)

- 表示ルールの整備と標準化 (JIS化) の検討 (事業者、行政)
- 海外制度との調和 (ISO化の検討) (事業者、行政)
- 新たな表示制度の検討やグリーン購入等での優遇 (行政)
- アパレル企業等が情報開示に取り組みやすい環境の構築・取組に対する支援の検討 (事業者、行政)
- 国民の意識醸成に向けた国の責務の法的な位置づけの検討 (消費者、事業者、行政)

**回収**

**販売**

**分別・繊維再生**

**設計・製造**

- 分別・選別の効率化に向けた自動選別技術の開発 (事業者、大学、行政)
- トレーサビリティ情報のデジタル化に関する取組の推進 (事業者、大学、行政)
- 単一素材のケミカルリサイクル技術の商用化に向けたコスト低減・リサイクル繊維の品質向上等の技術高度化 (事業者、大学、行政)
- 複合素材繊維の分離・再生技術の開発 (事業者、大学、行政)
- 超臨界無水型脱色加工技術等の水消費量の少ないプロセスの開発 (事業者、大学、行政)

- 「環境配慮設計ガイドライン」の策定と法制度上の位置づけの検討 (事業者、行政)
- 繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化 (事業者、行政)
- ガイドライン準拠製品に対する新たな表示のあり方、製造事業者に対する支援措置の検討 (行政)

# 産業構造審議会 繊維産業小委員会の再開について

- 衣料品の低価格化や供給量の増加に伴い、繊維産業は「環境汚染産業」と指摘され問題となっている。こうした状況を踏まえ、繊維産業における①環境配慮等のサステナビリティへの対応、②人材確保・取引適正化への対応、③繊維産地におけるサプライチェーンの維持に向けた取組の方向性等の諸課題に関する議論を行うため、**産業構造審議会繊維産業小委員会を2023年11月に再開。**

## 委員名簿

〈委員長〉	
新宅 純二郎	明治大学経営学部 特任教授
〈委員〉	
生駒 芳子	ファッション・ジャーナリスト 一般社団法人日本エンカル推進協議会 会長
井上 真理	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授
大矢 光雄	日本化学繊維協会 会長
柿本 章子	主婦連合会 副会長、衣料部部長
久我 尚子	株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部 上席研究員
鈴木 恒則	一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会 理事長
筑紫 圭一	上智大学法学部地球環境法学科 教授
富吉 賢一	日本繊維産業連盟 副会長兼事務総長
福田 稔	A.T.カーニー株式会社 シニアパートナー
松浦 昭彦	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟 会長
森川 英明	信州大学繊維学部先進繊維・感性工学科 教授 信州大学副学長
吉高 まり	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー（サステナビリティ） 東京大学教養学部 客員教授
渡邊 純子	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士
〈オブザーバー〉	
山地 あつ子	消費者庁消費者教育推進課 課長
近藤 亮太	環境省「ファッションと環境」タスクフォース

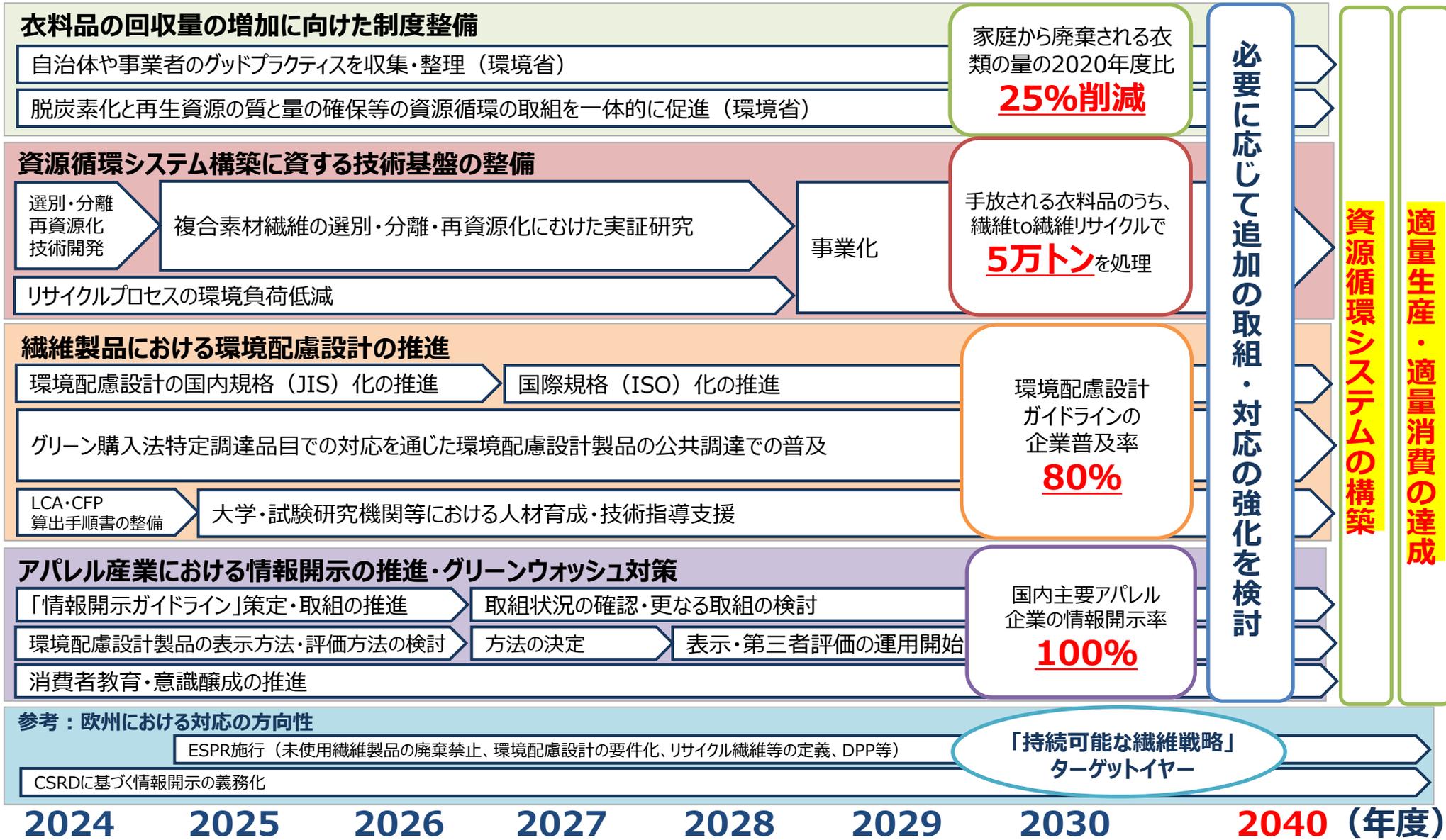
## 開催実績

<b>第7回</b> （2023年11月10日）
繊維産業の繊維産業の現状と国内外のサステナビリティをめぐる動向等を踏まえた取組の方向性について
<b>第8回</b> （2023年12月25日）
国内における繊維製品の環境配慮等に関する取組について
<b>第9回</b> （2024年2月29日）
EU・フランスにおける繊維製品の資源循環に関する制度整備の検討状況について
<b>第10回</b> （2024年3月18日）
繊維製品の設計・製造、販売に関する課題の対応について
<b>第11回</b> （2024年4月19日）
人権等DDの普及や繊維産業における取引適正化の徹底、サステナビリティへの対応を踏まえたサプライチェーン再構築・強靱化等について
<b>第12回</b> （2024年5月31日）
アパレル企業の情報開示について、中間とりまとめ（骨子案）
<b>第13回</b> （2024年6月14日）
繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン（案）、繊維産業における資源循環システム構築に向けたロードマップ（案）、中間とりまとめ（案）
資料・議事は 当省HPに掲載中
※第6回までは2022年5月までに開催。



# 繊維製品における資源循環ロードマップ

- **2040年の資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成**を目指し、そのための**KPI**を設定。まずは、それぞれの項目で**2030年をターゲットイヤーとした個別目標**を達成していく。



# 繊維製品の環境配慮設計ガイドライン（繊維環境配慮設計GL）

- 繊維製品における環境配慮設計を促進していくため、**2024年3月に策定**。事業者への調査や**欧州のエコデザイン規則案**等、国内外の動向を踏まえつつ、**ライフサイクルの各段階の事業者にて取り組むべき**環境配慮設計項目を策定し、合わせて評価基準や評価方法を設定した。
- 今後は、ガイドラインの普及を図りつつ、**規格化等を見据えた検討**を進めていく。

## 環境配慮設計項目一覧

- 1.環境負荷の少ない原材料の使用
- 2.GHG排出抑制、省エネルギー
- 3.安全性への配慮
- 4.水資源への配慮
- 5.廃棄物の抑制
- 6.包装材の抑制
- 7.繊維くずの発生抑制
- 8.長期使用
- 9.リペア・リユースサービスの活用
- 10.易リサイクル設計
- 11.繊維製品のリサイクル

## 今後の予定

- 2024年度から、欧州等の動向を引き続き注視しつつ、**JIS原案の策定に着手**。並行してISO化の検討も進める。
- 環境配慮製品の普及を促進するため、政府による**グリーン購入法の活用等**の検討。
- 中小企業の環境配慮設計の取組を促進するため、**大学や試験機関等による人材育成等**を実施。
- 欧州の**エコデザイン規則**や**デジタル製品パスポート**等の枠組みが明確化した際には**必要な対応を盛り込む**。
- **ガイドラインに準拠した製品**であることを確認できる仕組みとして、**表示方法、第三者機関による評価等**を検討する。

# 環境配慮設計ガイドラインの利用方法

- 繊維産業のサプライチェーンに従事する各事業者（糸製造、染色・加工、生地製造、縫製）は、環境配慮において、**生産、販売、リペア・リサイクルの各段階に応じた環境配慮が求められる。**

## 環境配慮設計ガイドラインの利用方法

事業者が取り組む環境配慮設計の主な内容は以下のとおり。教育機関においても、学生等へ環境配慮の考え方、実践方法について普及、促進されることが望ましい。

### 染色加工

水使用が多いため、「水資源の配慮」が求められる。また、「GHG排出抑制・省エネルギー」や、染料や加工材など化学物質について「安全性の配慮」も求められる。

### アパレル・小売

設計段階において、「易リサイクル設計」や「長期使用」が求められる。販売段階において「包装材の抑制」や、消費段階において「リペア・リユースサービスの活用」が求められる。



### 原糸メーカー

糸の原料については「環境負荷の少ない原材料の使用」、生産工程では「GHG排出抑制・省エネルギー」が求められる。使用済繊維を再利用する「繊維製品のリサイクル」への取り組みも求められる。

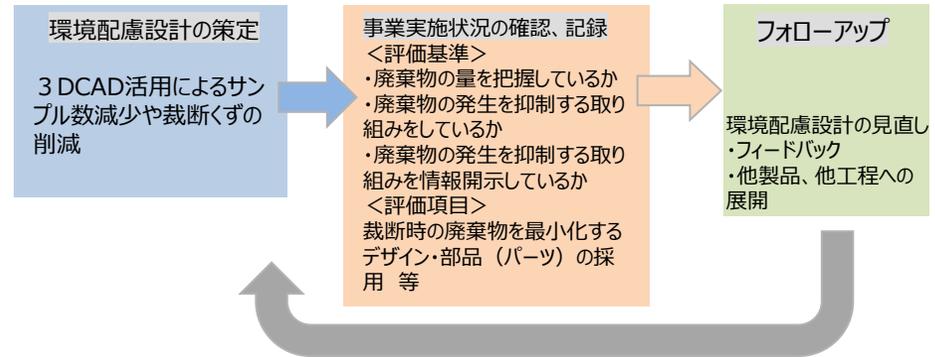
### 製織・ニット、縫製

生産工程では「廃棄物の抑制」や、耐久性など「長期使用」に向けた工夫が求められる。

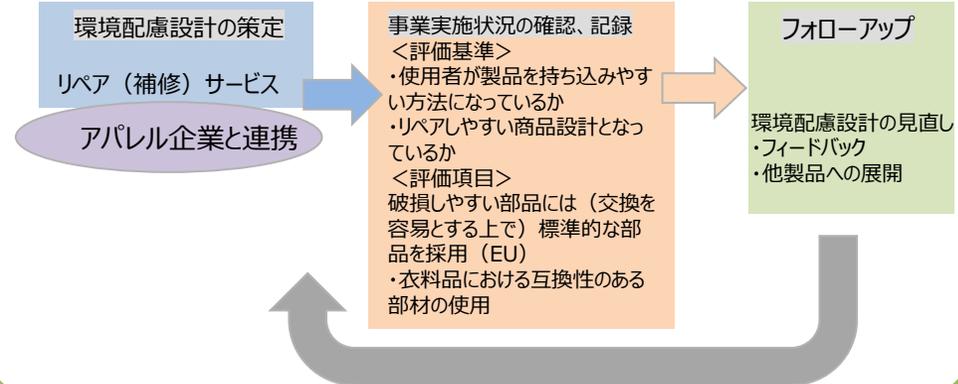
## (活用例) 縫製企業

生産工程では、「廃棄物の抑制」として、生地を裁断する際の裁断くずや、サンプル製造数を削減することは重要である。「長期使用」の観点から耐久性を持たせた縫製は必要であるし、今般、大手衣料品メーカーがリペア（補修）サービスを相次いで始めている。環境配慮の意識の高まりとともに、アパレルメーカーと協力しながら「リペアサービス」の拡大が見込まれている。

### (1) 廃棄物の抑制例



### (2) リペアサービス例



# 繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン（第1版）

- 消費者等に向けて、主体的に情報開示を行うことができるよう、2024年6月に策定。
- 国内外の制度動向の紹介や、情報開示が期待される項目を設定。さらに、中小企業の開示事例や用語集も掲載し、大半を占める中小企業の活用を後押し。
- 今後は、人権配慮に関する情報開示も求められることから、各社の海外展開を見据え、国際的な開示枠組み等との整合性を検討する。

## 情報開示が期待される項目一覧

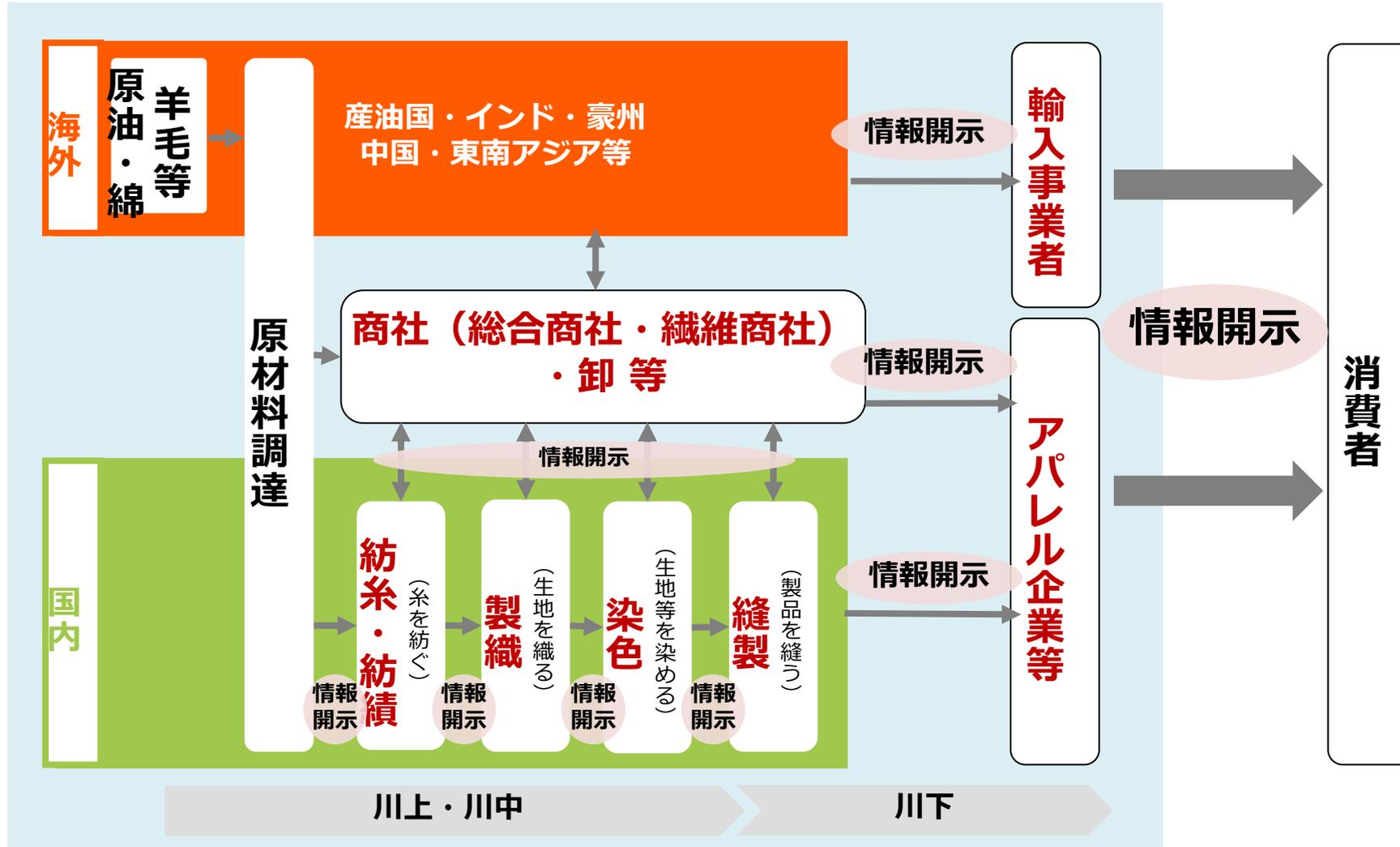
- (1) 製造工程におけるエネルギー使用量  
又は温室効果ガス排出量
- (2) 製造工程における水使用量
- (3) 環境に配慮した原料・素材の使用
- (4) 使用、廃棄に係る環境負荷
- (5) 化学物質の使用量
- (6) 販売製品の廃棄量
  - ① 繊維製品の製造企業における廃棄量  
(製造工程で発生する残糸・捨て耳や裁断くず等)
  - ② アパレル企業における販売製品の廃棄量
- (7) 回収した衣料品の処分方法
- (8) 生物多様性に関する取組
- (9) その他環境配慮に関する取組

## 目標・今後の見通し

- 欧州等の状況も踏まえながら、3年後を目途に進捗状況をフォローアップし、対応について検討。
- 2026年を目途として、国内の大手アパレル企業における情報開示を徹底。
- さらに、2030年度を目標として、国内市場における主要なアパレル企業において情報開示率を100%にすることを目指す。

# ガイドラインの対象者

- (1) 繊維製品を企画・設計し、消費者に販売する、アパレル企業・商社（総合商社・繊維専門商社）・卸・輸入事業者等
- (2) 繊維・アパレル産業のサプライチェーン上の、紡糸・紡績・製織・染色・縫製を行う企業等



# 労働環境整備・取引適正化

# 繊維産業における人権遵守に関する取組

- 日本繊維産業連盟においては、日本の繊維企業における人権・労働環境の適正化に向け、ILO（国際労働機関）による協力を得て、2022年7月に「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定。
- 本ガイドラインは、中小企業を主な対象としており、労働者の人権に特化したもの。
- 多忙な中小企業の経営者の方も、付属のチェックリストで自己診断することで、法令遵守・適切な労働環境の整備の着手が可能。

## 繊維産業の責任ある企業行動ガイドライン

2021年7月	繊維産業のサステナビリティに関する検討会にて責任あるサプライチェーン管理の観点からガイドラインの策定が提言
2022年7月	日本繊維産業連盟がILOの協力を得て、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定
2022年8月以降	ガイドラインの説明会・講演等を全国で開催（12回）
2023年2月、4月	社会保険労務士協会と連携し、労働法規の専門家である社会保険労務士に対するキャパビルを東京にて開催（社会保険労務士39名参加）



＼ 詳細はこちら ＼



## 「責任ある企業行動ガイドライン」チェックリスト

2022年7月 日本繊維産業連盟		総論	
		該当項目に問題がある	該当項目に問題がない
チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について	経営トップの関与の下、人権方針を策定しているか？		
	策定した方針を自社の事業全体に組み込み浸透させるため、ガイドライン第二部の2に掲げる人権課題に関連する内部規程や社内規定を整備しているか？		
	自社に関連するサプライチェーンが把握できているか？（自社の製品に関して、自社より川上の工程がどのようになっているか（原料調達から紡糸、紡績、染色、製織・製編、染色整理、縫製など）、図の作成などを行い、関係する企業とその所在国をどこまで細く把握するか把握することが重要である。現時点でサプライチェーンが把握でき		
<b>3.差別</b>			
<b>① 確認項目例</b>			
<b>&lt;全般&gt;</b>		該当項目に問題がある	該当項目に問題がない
経営トップの宣言により、あらゆる形態の差別を明示的に禁止しているか？ また、方針声明が企業トップからすべての部門にいたるまで定着するよう努力をしているか？			
労働者に対して、その人格を傷つける言動、差別的言動、偏見や伝統的価値観に基づいた偏った処遇を行っているか？			
労働者の構成比率が特定の属性に偏ったものとなっていないか？ 例えば、女性が職位や職能について男性よりも低い地位に集中している性別職業分離が起きていないか、など。			
<b>&lt;採用時&gt;</b>		該当項目に問題がある	該当項目に問題がない
仕事の遂行自体には必要のない、特定のグループに不利に働く条件を、求人条件や採用方針としていないか？（例 女性については結婚していないこと等の条件を課す・採用手続時に妊娠検査の実施を強制したりして妊娠していないことを条件とする、求人広告で特定の年齢層を指定する）			
採用面接時に、職務の遂行に関係のない個人的な情報（例 宗教、出身地、政治的見解、家族構成、介護責任の有無、過去の病歴など）を尋ねていないか？			
結婚や妊娠等の予定について面接で尋ねていないか？			

# 繊維産業における人権遵守に関する取組

- 日本繊維産業連盟では、「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って人権尊重の取組を進めることに賛同した事業者に対し、人権への取組内容について「**責任ある企業行動実施宣言**」を行うよう働きかけ。
- 2024年10月25日時点で、**1,111社**の企業が宣言を行っている。

## 責任ある企業行動実施宣言 ひな形

### 繊維産業における責任ある企業行動実施宣言（ひな形：下請型）

当社は、日本繊維産業連盟が作成した「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って、当社製品の製造に關与する、外国人技能実習生を含む当社の労働者の人権を尊重すべく、以下の行動を実施することを宣言します。  
(注1)

- 1. コミットメント及びステークホルダー・エンゲージメント**  
人権を尊重する責任が企業にあることを踏まえ、人権尊重に関する経営トップによる方針（コミットメント）を策定し、公に宣言し、経営システムに組み込みます。  
また、コミットメントに基づき、当社従業員とのエンゲージメントを進めることで、人権を尊重する責任を果たす社内基盤を作っていきます。
- 2. チェックリストによる人権リスクのチェック**  
同ガイドラインの別冊「チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について」を活用して、当社における人権リスクをチェックしていきます。
- 3. リスクの防止、軽減にむけた行動**  
人権リスクをチェックした結果、対応すべき課題があった場合は、人権リスクの深刻度に応じた優先順位をつけ、優先順の高いものからその防止、軽減に向け必要な行動をします。
- 4. PDCA**  
人権リスクの防止、軽減に向けた行動については、その効果が有効に存続しているかを継続してモニタリングします。モニタリングの結果、新たな人権リスクがあった場合には、その防止、軽減に向け必要な対応を行います。
- 5. 情報公開**  
当社における人権の尊重の取り組みについては、以下の当社ウェブページにて公表します。(注2)  
当社ウェブページ <https://www. ....>

年 月 日

\_\_\_\_\_  
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(注1) 各項目について、具体的な取組事例があれば、できる限り記載してください。  
(注2) ウェブページでの公表が原則ですが、それ以外の方法で公表する場合は、具体的な公表方法を記載してください。

## 宣言企業数（日本産業分類別）※10月25日時点

### 宣言企業数（日本産業分類別）

業 種	企業数	更新
111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	49	
112 織物業	165	
113 ニット生地製造業	32	
114 染色整理業	31	
115 網・網・レース・繊維粗製品製造業	21	
116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）	369	※
117 下着類製造業	36	
118 和装製品・その他の衣類・繊維製身の回り製造業	44	
119 その他の繊維製品製造業	230	
511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	30	
512 衣服卸売業	48	
513 身の回り品卸売業	9	
56 各種商品小売業	1	
561 百貨店、562 総合スーパーマーケット、563 コンビニエンスストア、564 ドラッグストア、565 ホームセンター、566 均一価格点、569 その他の各種小売業		
571 呉服・服地・寝具小売業	2	
572 男子服小売業	2	
573 婦人・子供服小売業	6	
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	1	
その他(上記分類以外)	35	
合 計	1,111	

宣言企業リストは、経産省HPおよび日本繊維産業連盟HPにて公表

# 下請取引の適正化 ① 繊維業界における自主行動計画

- 繊維業界では、日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会の2団体連名で、2017年に下請法に基づいた自主行動計画を策定。サプライチェーン全体で下請取引の適正化に取り組む。振興基準の改定、手形等のサイトの短縮への対応を踏まえ、これらに対応するため、実情に即した形で新たな取組を追記し、2024年7月11日付けで改訂。また、あわせて「徹底プラン」についても、同日付けで改訂。

## <自主行動計画の概要>

### I. 適正取引の推進に関する取組み

- ✓ 合理的な価格決定
- ✓ コスト負担の適正化
- ✓ 支払条件の改善
- ✓ 知的財産の取扱い
- ✓ 検査基準の取り決め
- ✓ 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備
- ✓ パートナーシップ構築宣言の推進

### II. 付加価値向上等に向けた取組み

- ✓ 生産性向上
- ✓ 人材育成・教育推進

### III. 普及啓発活動の推進

### IV. 自主行動計画のフォローアップ

## <徹底プランの概要>

### 1. 取引対価について

- ・販売価格からの逆算で加工賃の設定を行わない。
- ・労務費、原材料費、物流費等も踏まえ、各段階の加工賃を考慮した上で決定。
- ・見積もりに基づいた価格を設定。

### 2. 価格交渉について

- ・発注者は、受注者からの要請の有無にかかわらず、協議の場を設け、事業者間で十分に協議を行った上で取引対価等を決定。

### 3. 短納期発注について

- ・物流費等の追加コストを勘案するなど協議を行った上で取引価格を決定。

### 4. 分割納入について

- ・発注者事情にて分割納品させる場合、保管費物流費など追加費用は発注者が負担。

### 5. 支払い条件について

- ・60日超の手形は発行しない。代金の支払いは受領後60日以内。
- ・2026年度末の約束手形の利用廃止に向けて、電子受発注システムの導入に取り組む。

### 6. 歩引きについて

- ・歩引き取引は、一切行わない。

### 7. 検査基準

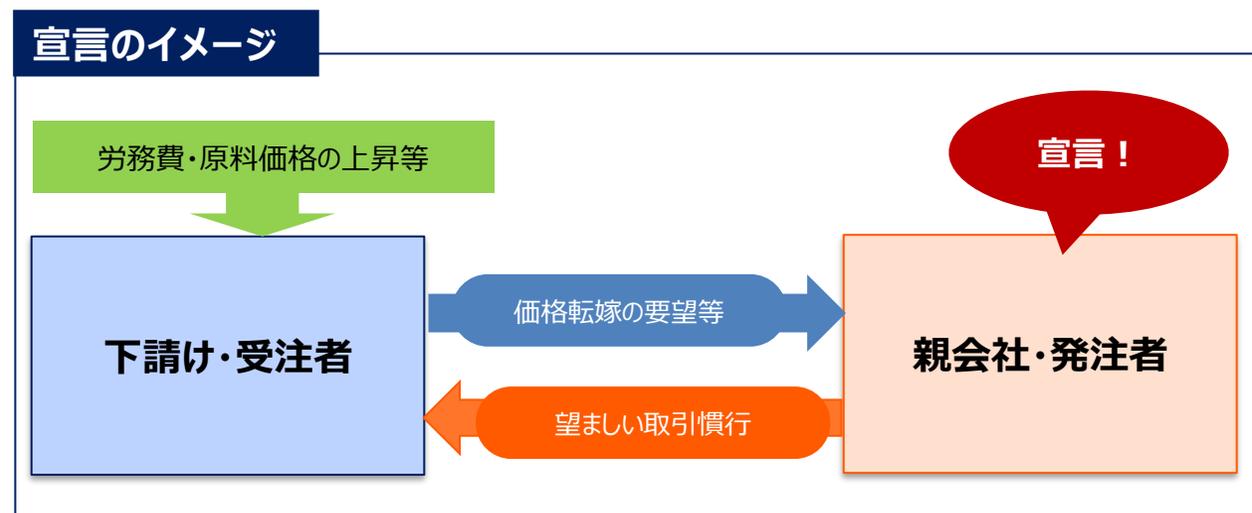
- ・不良品が生じた場合の責任範囲が不明瞭な契約は締結しない。

### 8. 知的財産の保護について

- ・他社のノウハウを無断で使用しない。自社のノウハウに係る部分は、秘密保持契約を締結。

# 下請取引の適正化 ②パートナーシップ構築宣言

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
  - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と新たな連携（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
  - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。
- 2024年11月11日時点で繊維工業は1066社（全体の約2.0%）（産業界全体では、56,394社）が宣言。





# 経済産業省が今後策定する繊維産業の監査要求事項・評価基準について

- 2024年2月、経済産業省は、日本繊維産業連盟がILOと協力して策定した「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」及び主な国際イニシアチブ・国際認証をもとに以下の監査要求事項の84項目（案）を整理。
- 2024年度には、監査要求事項の84項目をベースにして監査要求事項・評価基準の精緻化を行い、「Japanese Audit Standard for Textile Industry（JASTI）」（仮称）を策定する予定。

## 「JASTI」（仮称）の監査要求事項項目案（全84項目）（1 / 3）

### 1. “Forced Labour”（強制労働）

身体的または心理的暴力の使用を禁止するポリシーの基準
金銭の預託、金銭的保証、または個人の所有物の保持の禁止に関する基準
違法・過大な控除・手数料(採用手数料を含む)の基準
労働者の文書と私物(ID、パスポート)の保持に関する基準
労働者の移動と移動の自由に関する基準
残業拒否権の基準
懲戒処分記録の基準
プライバシー保護の基準
囚人労働の使用に関する基準

### 2. “Child labour”（児童労働）

児童労働法令遵守方針の基準
労働者の年齢記録の維持に関する基準
児童労働是正方針の基準(児童労働者とその家族への支援を含む)
若年労働者の雇用・雇用基準
若年労働者の労働条件に関する基準
若年労働者の労働時間に関する基準

### 3. “Discrimination”（差別・ハラスメント）

性別に基づく差別の禁止に特化して関連する基準
障害者の差別の禁止に関する基準
労働組合に関する差別の禁止に関する基準
組織の苦情処理メカニズムを利用した労働者に対する差別の禁止に関する基準
採用段階での差別に関する基準
職場における女性の権利に関する基準
性的搾取・ハラスメントに関する基準
女性労働者の業績評価基準(昇進、研修)
在宅勤務者の基準

### 4. “Freedom of association”（結社の自由・団体交渉権）

合同委員会/労働組合/労働組合の基準
結社の自由と団体交渉が法律で支持されていない国における労働者代表の形成に関する基準

# 「 JASTI 」 (仮称) の監査要求事項項目案 (全84項目) (2 / 3)

5. “Health and Safety” (労働安全衛生)
職場における安全に関する基準 - 法令遵守
職場の安全に関する基準
建物の安全性の検証と維持のためのポリシーの基準
機械設備及び材料の安全保持に関する基準
電気機器の安全性に関する基準
火災対策の基準(訓練、設備、標識)
非常口の定期的・計画的なメンテナンスの基準
緊急応急処置キットの基準
労働者の設備費(PPEとユニフォームを含む)に関する基準
文書化された危機管理計画と公開されている避難手順の基準
化学物質の取り扱いに関する安全手順に関する基準
安全装置と個人用保護具の基準
事故記録のモニタリング基準
定期健康診断の基準
労働者の安全な飲料水へのアクセスに関する基準
職場の衛生施設(シャワー/トイレ/更衣室など)への労働者のアクセスに関する基準
職場条件(空気質、照明、騒音)に関する基準
労働者の寮や食堂を含む安全で適切な住居条件に関する基準
地域・地域における流行疾病の予防・治療に関する基準
健康と安全の問題に関するトレーニングの基準
事故時の作業員の対応手順に関する研修基準
手順とベストプラクティスに対する労働者の意識に関する基準

6. “Social Benefits” (福利厚生)
雇用/雇用慣行に関する基準-国内規制の法令遵守
雇用条件の伝達基準
法的拘束力のある労働契約を文書で使用するための基準
労働者のすべての権利と義務を定義するための労働契約の形式形式またはテンプレートの使用に関する基準
労働者が理解できる言語での明確な雇用契約の基準
解雇の基準
労働者の休憩(食事休憩など)の権利に関する基準
労働時間と時間外労働の監視に関する基準
時間外労働の任意・報酬の基準
労働者の医療保険加入基準
年金・社会保障給付の基準
7日間に1日休む基準
有給休暇の基準:一般方針(祝日、年次休暇、病気休暇、臨時休暇)
特別休暇(病気休暇、結婚休暇、家族休暇)の基準
母性保護に関する基準

# 「 JASTI 」 (仮称) の監査要求事項項目案 (全84項目) ( 3 / 3 )

## 7. “Salaries” (賃金)

公正かつ適時な賃金支払いに関する基準
非公認賃金控除の基準
賃金補償の問題に関する基準と政策
法的に認可された控除に関する労働者情報の基準
セクターまたは地域の特殊性に基づく最低賃金を確保するための原則と慣行に関する基準
生産、ノルマ、または出来高払いの現実的な作業目標に関する基準
給与記録と給与明細の基準
最大労働時間に関する基準

## 9. 外国人労働者 (技能実習生を含む) 関連\*

債務による束縛の基準
安全手順が現地の言語で書かれている/労働者が理解できるかどうかの基準
労働斡旋業者を通すものを含む、透明性のある採用プロセスに関する基準
雇用/人材紹介会社による組織の労働者の権利方針の遵守に関する基準
採用手数料の基準
移民労働者、季節労働者、臨時労働者、非フルタイム労働者の労働権保護に関する契約雇用の基準

## 8. “Due Diligence” (デューディリジェンス)

人権に関する方針・手続きの基準
人権侵害に関する苦情処理メカニズムの基準
苦情処理手続きの透明性とアクセス性に関する基準
人権に関するリスク評価基準
人権への負の影響の防止と軽減に関する基準
特定された人権侵害の是正基準
職場における労働基本権の管理手順の設定に関する基準